

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月15日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成26年7月15日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「①別紙1から4までの文書を受け付けた文書受付簿及び別紙1～4までの文書に基づき作成された起案文書、廃棄手続を行った書類。

②文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）で定める第4データの登録等（2）受理文書登録で警察庁の通達が登録されたことが分かるもの。

③平成16年1月15日付け警察庁交通局長警察庁丙規発第1号、警察庁丙交指発第3号『きめ細かな駐車規制の実施について』の『第6』で定める報告を行った起案文書。

別紙

- 1 平成16年1月15日付け警察庁丙規発第1号『きめ細かな駐車規制の実施について』（以下『別紙文書1』という。）
- 2 平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号『取締り活動ガイドラインの策定及び公表について』（以下『別紙文書2』という。）
- 3 平成18年3月8日付け警察庁丁交指発第26号、規発第21号『自動二輪車

等に係る放置駐車違反の取締り等について』（以下『別紙文書3』という。）

4 平成18年11月29日付け警察庁丁規発第76号『駐車場法の一部改正に伴う交通警察の対応について』（以下『別紙文書4』という。）」

- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求の①のうち別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された起案文書として「起案用紙（平成18年4月24日起案『駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領（案）について』）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成26年8月15日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成26年9月2日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成26年10月22日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成26年11月27日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成26年12月19日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年1月27日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

私が開示請求を行った公文書と直接関係ない公文書を部分開示し、偽りの口頭説明を行ったものであり、本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

開示された公文書は、私が開示を求めた別紙文書2と別紙文書3に対する部分開示との口頭説明が交通指導課の担当者からあったが、この口頭説明は信用できる内容ではない。

別紙文書2は、平成17年5月30日付けの「取締り活動ガイドラインの策定及び公表について」であるが、本件対象文書は平成18年5月26日付けで作成された「駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領について」であり、警察庁からの通達と1年もの空白があり、さらに本件対象文書と別紙文書2との関連付けが行われていないことから、別紙文書2との関係が不明である。

別紙文書3の開示請求対象文書は、平成18年3月8日付けの「自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締り等について」に基づき埼玉県警察本部が各警察署に指示等を行った文書であり、本件対象文書ではない。本件対象文書は、道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく確認事務を行う者に対するガイドラインであって別紙文書3に基づく通達ではない。さらに、記載される内容からも本件対象文書が別紙文書3に基づくものとは理解できない。

また、「原本を確認したい。」と要求したところ、実施機関の職員から「部分開示なので起案書の原本は見せられない。」と拒絶された。この措置は明らかにインチキ臭い措置であり、このような措置を行うために警部補以下の職員名や印影等を非開示としている実態が見えてきた。

警部補以下の職員名や印影等を非公開とする理由として「慣行として公にされていない」とあるが、「慣行」とは何か。また、その「慣行」とは条例第10条第1号ただし書ハの規定以上に重要なものなのか、実施機関は説明すべきである。

私たち開示請求者をテロ組織や無法者と位置付けて「警察職員及び家族等の生命、身体、財産等の保護」とは失礼な記載であり、このように開示請求者を悪者扱いして、実施機関はいい加減な証拠隠滅を行っているのではないかと思慮されることから、厳重な審査を行い判断いただきたい。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

本件開示請求について、①のうち別紙文書2及び別紙文書3に基づき埼玉県警察本部交通部駐車対策課（当時）において作成した文書として、本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

(2) 本件対象文書について

別紙文書2においては、取締り活動ガイドラインを策定及び公表する際に留意すべき事項として、ガイドラインに定める事項、策定手順、見直し及び公表等について定めており、自動二輪車等に関する事項についても定められている。また、その後に出された別紙文書3においては、別紙文書2に定められている自動二輪車等に関する事項の「自動二輪・原付重点地域」を指定する場合におけるガイドラインへの記載要領等が定められている。

本件対象文書の趣旨は、「悪質性、危険性又は迷惑性の高い放置車両に重点を指向し、公平性、適正性及び透明性を確保した違法駐車取締り及び関係機関団体等への支援による違法駐車排除対策を推進するため、駐車監視員活動ガイドライン及び違法駐車取締り活動方針の策定並びに公表に関し必要な事項を定めることにより違法駐車対策を推進するものとする。」とされており、別紙文書2及び別紙文書3に定められた事項を実施するために出された通達と認められたため、本件開示請求に該当する文書として本件対象文書を特定したものである。なお、本件対象文書において自動二輪車等に関する事項も定められており、本件対象文書以外に改めて文書は発出していないことから、本件対象文書以外には、本件開示請求に該当する文書はなかったものである。

(3) 警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影について

警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されておらず、慣行として公にされている情報とはいえないことから、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。また、その職務の特殊性から氏名等を公にすることにより、当該職員及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第10条第3号に該当する。

実施機関は、上記に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件処分は、実施機関が本件開示請求の①のうち別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された起案文書として「起案用紙（平成18年4月24日起案『駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領（案）について』）」を本件対象文書として特定し、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影については条例第10条第1号及び第3号に該当するとして不開示とする部分開示決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成されたものではなく、また、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影の不開示を不服として、本件審査請求をした。

そこで、当審査会では、本件処分における本件対象文書の特定の妥当性及び警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影の不開示妥当性について検討する。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性について

本件対象文書は、「駐車監視員活動ガイドラインの策定等による違法駐車対策推進要領（通達）」（以下「推進要領」という。）の策定に関する起案文書であり、起案用紙、推進要領の概要、推進要領の案文等からなっており、参照となる資料として別紙文書2の別添2及び平成17年9月20日付け駐対第993号「放置車両の確認等に関する事務を委託する警察署の決定に伴う駐車監視員取締り活動ガイドラインの策定等について（通達）」が添付されている。

ところで、当審査会は、答申第206号で示したとおり、推進要領は別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された文書であると判断した。本件対象文書は推進要領の起案文書であることから、別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された起案文書ということが出来る。

よって、本件開示請求の①のうち本件対象文書を別紙文書2及び別紙文書3に基づき作成された起案文書として本件対象文書を特定した実施機関の判断は、妥当である。

- (3) 警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影について
条例第10条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

このうちただし書ハでは、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示するとしている。職務遂行に係る情報に公務員の氏名が含まれる場合には、ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。

埼玉県警察における警部補以下の職員及び警部補相当職以下の職員の氏名は、従来、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報においても公表されていないことから慣行として公にされている情報とはいえず、公にすることが予定されている情報ともいえない。

以上のことから、警部補以下の職員の氏名及び印影並びに警部補相当職以下の職員の印影についてはただし書イに該当しないことが認められ、また、本件の場合、ただし書ロに該当する事情も認められず、条例第10条第1号に規定する不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第3号の該当性については判断するまでもない。

(4) その他

審査請求人は、実施機関が本件対象文書に不開示部分があることを理由として原本の閲覧を拒んでいると主張する。しかし、条例第18条第2項は、「視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。」と規定しており、不開示部分のある本件対象文書を開示するためその写しの一部を黒塗りしたものを閲覧に供することは、適法な扱いである。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成26年10月22日	諮問を受ける（諮問第263号）
平成26年10月22日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成26年11月21日	審議（第二部会第101回審査会）
平成26年11月27日	審査請求人から意見書を受理
平成26年12月19日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第102回審査会）
平成27年 1月27日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第二部会第103回審査会）
平成27年 2月19日	審議（第二部会第104回審査会）
平成27年 3月13日	審議（第二部会第105回審査会）

平成27年 4月17日	審議（第二部会第106回審査会）
平成27年 6月19日	審議（第二部会第108回審査会）
平成27年 7月 9日	答申